

平成26年4月8日

白井 啓太郎 様

NHK大阪放送局
NHK視聴者事業局
情報公開部

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

4月8日に受け付けました再検討の求め（7件）の写しをお送りします。再検討の求めは、この後第三者機関であるNHK情報公開・個人情報保護審議委員会に諮問します。諮問した時点で再度連絡いたします。

敬具

別紙 1

(開示の求めに係る文書の題名または内容)

「指名部会規則」(平成 25 年 7 月 23 日開催の第 1 回指名部会議事録に記載があります。)を
開示してください。

(再検討を求める理由)

上記規則は、NHK 会長を指名する部会の運営上の原則を定めた規則であり、開示したから
といって「NHK の事業活動に支障を及ぼすおそれ」(NHK 情報公開規程 8 条 1 号 1 号)
があるとは合理的に考えられない。

NHK 会長を指名する部会が、どのような規則に則って運営されているのか、視聴者に開
示されるべき情報である。NHK 会長を指名する部会の運営上の原則を明らかにすることを
拒むことは、むしろ、不公正あるいは不適切な方法で会長を選任しているのではないかと
の不信感が発生・増大し、事業活動に支障を及ぼすおそれが大きい。

よって、速やかに開示すべきである。

なお、国民・住民の税金によって運営されている地方自治体の場合、組織運営に関わる
内部規則や要綱等は、情報公開請求によって開示されている。NHK は視聴者の受信料や国
民の税金によって運営されており、組織運営に関する規則等の開示は当然である。

別紙2

(開示の求めに係る文書の題名または内容)

「NHK会長任命にかかる内規(平成23年6月28日制定)」を開示してください。

(再検討を求める理由)

上記内規は、NHK会長任命に関する規則であり、開示したからといって「NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれ」(NHK情報公開規程8条1号1号)があるとは合理的に考えられない。

NHK会長任命が、どのような規則に則って行われ、その規則が平成25年10月8日にどのように変更されたのか、視聴者に開示されるべき情報である。むしろ、かかる内規を開示にすることは、会長任命に際し、不公正あるいは不適切な方法が採られたのではないかと不信感が発生・増大し、事業活動に支障を及ぼすおそれ大きい。

よって、速やかに開示すべきである。

なお、国民・住民の税金によって運営されている地方自治体の場合、組織運営に関わる内部規則や要綱等は、情報公開請求によって開示されている。NHKは視聴者の受信料や国民の税金によって運営されており、組織運営に関する規則等の開示は当然である。

別紙3

(開示の求めに係る文書の題名または内容)

「NHK会長任命にかかる内規の最終改正案(平成25年10月8日改正)」を開示してください。

(再検討を求める理由)

上記内規は、NHK会長任命に関する規則であり、開示したからといって「NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれ」(NHK情報公開規程8条1号1号)があるとは合理的に考えられない。

NHK会長任命が、どのような規則に則って行われており、平成25年10月8日時点でどのように変更されたのかは、視聴者に開示されるべき情報である。むしろ、かかる内規を不開示にすることによって、会長任命に際し、不公正あるいは不適切な方法が採られたのではないかとの不信感が発生・増大し、事業活動に支障を及ぼすおそれ大きい。

よって、速やかに開示すべきである。

なお、国民・住民の税金によって運営されている地方自治体の場合、組織運営に関わる内部規則や要綱等は、情報公開請求によって開示されている。NHKは視聴者の受信料や国民の税金によって運営されており、組織運営に関する規則等の開示は当然である。

別紙 4

(開示の求めに係る文書の題名または内容)

平成 25 年 10 月 8 日開催の第 5 回指名部会議事録に記載されている「備忘録」を開示してください。

(同議事録に、『原則を踏まえつつ規定運用の柔軟性を確保し、また、細則に代わるものとするために、別に備忘録を作成し、この内容について指名部会として合意した』との記載があります。)

(再検討を求める理由)

上記備忘録は、NHK 会長任命にかかる内規の原則を踏まえつつ規定運用の柔軟性を確保し、また、細則に代わるものとして指名部会で合意された取決めであり、開示したからといって「NHK の事業活動に支障を及ぼすおそれ」(NHK 情報公開規程 8 条 1 号 1 号)があるとは合理的に考えられない。

NHK 会長を指名する部会が、会長任命に際し、内規の原則を踏まえつつどのような細則(取決め)に則って行われたのかは、視聴者に開示されるべき情報である。このような会長任命内規の運用に関する取決めの開示を拒むことは、かえって、不公正あるいは不適切な方法で会長を選任しているのではないかとの不信感が発生・増大し、事業活動に支障を及ぼすおそれ大きい。

よって、速やかに開示するべきである。

なお、国民・住民の税金によって運営されている地方自治体の場合、組織運営に関わる内部規則や要綱等は、情報公開請求によって開示されている。NHK は視聴者の受信料や国民の税金によって運営されており、組織運営に関する規則等の開示は当然である。

別紙5

(開示の求めに係る文書の題名または内容)

放送法、経営委員会規程および『経営委員の服務に関する準則』の遵守につき各経営委員が提出した「誓約書」を開示してください。

(再検討を求める理由)

上記誓約書は、放送法、経営委員会規程および「経営委員の服務に関する準則」の遵守について、全経営委員および経営委員会事務局長、事務局長補佐役が署名したものであり、プライバシーに関わるものではなく、開示したからといって、誓約者「個人の権利利益を害するおそれ」(NHK情報公開規程8条1項3号)や「NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれ」(同1号)があるとは合理的に考えられない。

よって、速やかに開示するべきである。

別紙6

(開示の求めに係る文書の題名または内容)

平成25年11月26日開催の第8回指名部会議事録に『現任会長の業績評価について、資料をもとに議論した。』と記載されている当該「資料」を開示してください。

(再検討を求める理由)

上記資料は、当時のNHK会長としての業績評価に関わる資料であり、開示したからといって「NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれ」(NHK情報公開規程8条1号1号)があるとは合理的に考えられない。また、公共放送たるNHKの会長としての業績評価に関する資料は、プライバシーに関するものでもなく、開示することにより、当該会長「個人の権利利益を害するおそれ」(同3号)があると評価すべき情報ではない。

前会長が、どのような資料にもとづいて業績を評価されていたのかは、視聴者に開示されるべき情報であり、不公正あるいは不適切な業績評価がなされていたのではないかとの不信感を生じさせないためにも、速やかに開示するべきである。

別紙7

(開示の求めに係る文書の題名または内容)

平成25年12月13日開催の第10回指名部会議事録に、『3. 審議後、各被推薦者について会長候補者として推薦するかについて、各人毎に採決した結果、会長候補者として、指名部会委員の過半数の賛成を得た被推薦者は1名のみであった。』との記載があります。この過半数の賛成を得た被推薦者の議決数(賛成議決の数)をお知らせください。

(再検討を求める理由)

上記議決数は、現在のNHK会長が会長候補として推薦される際に、指名部会委員のうち何名の賛成を得たのかを示す情報であり、開示したからといって「NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれ」(NHK情報公開規程8条1号1号)があると評価するべきではない。

かかる情報の開示を拒むことは、現会長が、会長候補として推薦される際、指名部会においてどの程度の賛成を得たのかさえ明らかにできない事情があるとの不信感を発生・増大させ、かえって、事業活動に支障を及ぼすおそれがある。

よって速やかに解すべきである。

なお、国民・住民の税金によって運営されている地方自治体の場合、組織運営上の議決数等は、開示が原則である。NHKは視聴者の受信料や国民の税金によって運営されており、組織運営上、会長候補者の推薦権限を持つ指名委員の議決数の開示は当然である。